

建設業に従事する一人親方の方へ 特別加入制度のご案内



一人親方さんも、就労中の怪我や病気等、通勤災害等に国が保険給付を行う制度に加入できます。

労災保険とは労働者が就労中に怪我や病気等になった場合、または通勤の際に事故にあった場合等に国が保険給付を行う制度です。これは労働者のためにある制度で、事業主や自営業者には本来適用はありません。

ただし、一人親方さんも実態として労働者と同様な業務に従事されています。そこで、特別加入制度を利用することで一人親方さんも労災保険の補償を受けることが出来ます。是非、特別加入をご検討下さい。

◆特別加入できる範囲

- ・建設の事業を行う一人親方であること（当センターは建設業に従事する方のみの団体です）
- ・常態として労働者（家族従事者を除く）を使用しないで事業を行うものであること

◆特別加入の手続、保険料

- ・一人親方特別加入者を構成員とする団体を通して、団体の所在地を管轄する監督署に特別加入の申請を行います。
- ・加入申請の際に下記給付基礎日額を選択します。

特別加入にかかる保険料 (単位 円)

給付基礎日額	年間保険料額	給付基礎日額	年間保険料額
3,500	24,263	12,000	83,220
4,000	27,740	14,000	97,090
5,000	34,675	16,000	110,960
6,000	41,610	18,000	124,830
7,000	48,545	20,000	138,700
8,000	55,480	22,000	152,570
9,000	62,415	24,000	166,440
10,000	69,350	25,000	173,375

※平成29年度（料率は変更になることがあります）

◆当センターをご利用いただく場合の費用

会費 年額 24,000円
月額 2,000円

※ 年度の途中で入会した場合の会費は、月額会費の額にその年度末までの月数を掛けた金額となります。

◆当センターにご加入の際の手続

1. 担当社会保険労務士より詳しい内容をご説明いたします。
2. 所定の用紙に必要事項をご記入の上、担当社会保険労務士に提出いただき、給付基礎日額に基づく労災保険料及び年会費を当センター指定口座にお振り込みいただきます。
3. 上記2の入金の確認が取れましたら、当センターより特別加入の申請書類を労働基準監督署に提出します。
4. 労働基準監督署より特別加入の承認がございましたら、速やかに特別加入者証を交付いたします。

〈保険給付の種類〉

- ・療養（補償）給付…労災病院又は労災指定病院において必要な治療が無料で受けられます
- ・休業（補償）給付…療養のため労働する事が出来ない日が4日以上となった場合
- ・障害（補償）給付…業務（通勤）災害による傷病が治ったあとに障害が残った場合
- ・傷病（補償）年金…業務（通勤）災害による傷病が療養開始後1年6ヶ月経過後も治ってなく、その障害の程度が傷病等級に該当する場合
- ・遺族（補償）給付…業務（通勤）災害により死亡した場合
- ・葬祭（料）給付…業務（通勤）災害により死亡した方の葬祭を行う場合
- ・介護（補償）給付…業務（通勤）災害により障害を有する方が介護を受けている場合

※ 業務災害・通勤災害が発生したときや届出内容に変更が生じたときは、担当社会保険労務士にすぐご連絡下さい。

一人親方団体 山口県SR建設業労災センター

事務局住所

〒753-0214

山口市大内御堀971-1

TEL (083) 925-2400 FAX (083) 902-3055

岩国・柳井地域 担当社会保険労務士

久保田洋子	岩国市周東町下久原2393-15	☎ 0827-84-5507
國本 豊	柳井市余田1310	☎ 0820-24-6886
永田 博文	光市三輪1160-207	☎ 0820-48-5030
濱村 雅彦	岩国市藤生町3丁目38-27	☎ 0827-34-5572
林 正記	岩国市三笠町2-6-44	☎ 0827-22-7548
藤村 敏行	岩国市山手町1丁目16-10	☎ 0827-29-3610
藤井 準司	岩国市通津2833-6	☎ 0827-38-2222
森野 俊治	周南市大河内2100-3	☎ 0833-91-4100